

全住協 第322号
令和7年3月31日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

改正建築物省エネ法・建築基準法の施行に係る積極的な周知について

国土交通省から、改正建築物省エネ法・建築基準法の施行について周知依頼がありましたのでお知らせします。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）が令和7年4月1日に施行されます。

これに伴い、別添のとおり各都道府県に対して技術的助言が発出されておりますので、お知らせいたします。

詳細につきましては、別添資料をご覧ください。

（別添1）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（各都道府県知事宛て）

【URL】 <https://www.zenjukyo.jp/topics/article-24627>

（別添2）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（各都道府県建築行政主務部長宛て）

【URL】 <https://www.zenjukyo.jp/topics/article-24630>

本件に関する全住協の問合せ先

（一社）全国住宅産業協会 担当：岩脇 TEL：03-3511-0611

以 上